第　４０　号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により専決処分した事件について、同条第３項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和８年１１月２７日提出

熊本県知事　木　村　敬

専第　２５　号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和８年１０月２１日専決

熊本県知事　木　村　敬

発　生　日 路　線　名　等 発　生　場　所 事　故　の　原　因	和解の相手方	損害賠償の額	和　解　事　項
令和８年４月２５日 主要地方道天瀬阿蘇線 阿蘇市湯浦地内 穴ぼこ	個　人 （車両所有者）	１１，６００円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。